県営林産物公売のお知らせ（令和８年12月入札分）

1　物件・予定材積・所在地

物件番号	品名	樹種	面積 予定材積	内訳 樹種	面積 ha	材積 m³	物件所在地	搬出期間	林種	森林経営計画の策定状況	問い合わせ先
1	立木（皆伐）	スギ・ヒノキ	9.93 ha 6,182 m3	スギ ヒノキ	3.87 6.06	3,086 3,096	大田原市亀久 深沢Ⅳ・Ⅴ県営林	深沢Ⅳ R11.2.15まで 深沢Ⅴ ３カ年以内	保安林	無	県北環境森林事務所 0287-28-9071
2	立木（皆伐）	ヒノキ	5.85 ha 2,244 m3	ヒノキ	5.85	2,244	那須烏山市小原沢 国見県営林	R11.9.15まで	県立自然公園	無	県北環境森林事務所 0287-28-9071
3	立木（皆伐）	スギ・ヒノキ	9.11 ha 5,607 m3	スギ ヒノキ	7.54 1.57	4,808 799	日光市小百 豊岡県有林	３ヵ年以内	保安林	有	県西環境森林事務所 0288-21-1232
4	立木（皆伐）	スギ・ヒノキ	7.20 ha 4,446 m3	スギ ヒノキ	6.19 1.01	3,975 471	日光市東小来川 赤井原⑨県営林	３ヵ年以内	保安林	無	県西環境森林事務所 0288-21-1232

その他、各物件の留意事項について、「10留意事項等」をご確認ください。

2　現地案内日時・集合場所

物件番号	日時		集合場所	備考（対象団地）
1	11月24日（火）	10時00分	「ポッポ農園」駐車場（大田原市片田1198-2）	深沢Ⅳ・Ⅴ
2		13時30分	「那珂川国民休養地」駐車場 （国見の棚田駐車場） （那須烏山市小原沢1026）	国見
3	11月25日（水）	10時00分	「豊岡地区センター」駐車場（日光市大桑町130-3）	豊岡
4		14時00分	「小来川地区センター」駐車場（日光市中小来川2667-1）	赤井原⑨

3　入札日時及び会場

入札年月日	令和８(2026)年12月15日(火)
受付時間	9時30分　～　9時55分
入札開始時間	10時00分
開札日時等	入札締切後、即開札する。入札不調物件は、即時、再入札あり。 再入札でも不調の場合、最高価格入札者と随意契約に移行する可能性あり。
入札会場	栃木県庁 東館３階「入札室１」 ※郵送による入札参加も可
問い合わせ	栃木県庁 環境森林部 森林整備課（☎028-623-3298）

4　入札参加申請書

今回の公売物件への入札参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出してください。

(1) 対象者：　全員（郵送・当日持参どちらの場合も提出）

(2) 提出方法：　メール

表題は「入札参加申請書　〇〇県営林（物件番号〇〇）12月15日開札」とすること。

(3) 宛先：　shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp

(4) 提出期限：　令和８(2026)年12月８日(火)

(5) 確認通知：　入札参加資格を確認の上、入札参加申請書を提出したメールアドレスに送付します。

5　郵送による入札参加を希望する場合

(1) 入札書送付場所　〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県　環境森林部　森林整備課　森づくり担当　宛

(2) 到着期限　令和８(2026)年12月14日(月)17:00必着

(3) 外封筒への記載　「県営林入札書在中」と記載してください。

(4) 内封筒への記載　初度入札の入札書在中の封筒には物件番号と「１回」と、再度入札の入札書在中の封筒には物件番号と「２回」と記載してください。
回数の記載の無いものは、１回目として取扱います。

(5) その他留意事項　別紙　「郵送による入札参加の手引き」を参照してください。

【裏面に続きます】

6　公売物件概要

物件番号１～４：資料１～４のとおり

7　入 札 参 加 の 資 格

入札参加資格者は、以下の条件を全て満たす者とします。

入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効となります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加資格等（平成８年栃木県告示第105号）に基づき、その他の物品（又はその他のサービス）の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 入札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年３月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 栃木県木材業者登録条例（昭和32年12月25日栃木県条例第39号）による登録者であること。

8　入　札　保　証　金

入札保証金は免除となります。

9　特　　約　　事　　項

買受人には別紙特約事項を遵守いただきます。応札者は十分理解の上、入札してください。

【特約事項記載の主なもの】

・落札後、土地所有者、造林予定者、県と伐採後の再造林に係る協定を締結いただきます（物件番号３を除く）。

・伐採着手前に、作業主任者を選任するとともに、契約の履行に関する誓約書を提出いただきます。

・伐採着手前に、森林作業道・残材の整理に関する事項を確認したチェックリストを提出いただきます。

・搬出実施中、搬出完了時（重機撤去前）及び跡地検査時、県の職員が確認を行います。

・県内の製材工場等への原木の安定供給を図るため、公売物件は県内の原木市場・製材工場等へ搬出するものとし、搬出完了後、搬出先が分かる書類（伝票等）を提出いただきます。

10　留　意　事　項　等

以下のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守してください。

(1) 売払区域は外周立木にテープを巻き付けて表示しています。

(2) 物件番号３は森林経営計画対象で、物件番号１、２、４は森林経営計画対象外です。

(3) 林種別の手続きについて

【物件番号１、３、４】

・保安林のため、関係市町に立木伐採・土地形質変更に関する許可申請手続きが必要です。

・伐採に関する保安林関係の手続きは、初年度は県が行ないます。

・次年度以降は、買受人が適宜伐採等に必要な手続きをしてください。

・伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることが出来る面積の限度は10haです。

【物件番号２】

・県立自然公園第三種特別地域のため、那須烏山市に立木伐採・土地形質変更に関する許可申請手続きが必要です。また、買受人が土地所有者と連名で那須烏山市に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出してください。

・搬出路・土場造成に伴う支障木伐採・土地形質変更については、県の想定で管理者の了解を得ています。
なお、県の想定と異なる場合は、管理者と別途協議が必要となります。

(4) 各物件ごとの留意事項

【物件番号１】

・搬出路が伐採中の団地と一部重複する可能性がありますので、トラブルとならないよう落札業者間で調整をお願いします。

11　そ　の　他

(1) 売買契約及び売払代金の納入方法等は、栃木県営林産物売払規則（昭和41年４月１日栃木県規則第17号）に基づき執行します。

(2) 応札者は、別添「県営林産物一般競争入札心得」を踏まえ入札してください。

(3) 買受けた立木は、搬出期間内に全て県内の原木市場・製材工場等に伐採搬出してください。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

　適格請求書（インボイス）の交付は納入通知書に別紙１「立木売買代金内訳書」を添付することとし、あわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、土地所有者持分についても、県が販売の実際の実施者であることから、土地所有者が適格請求書発行事業者（課税事業者）の場合は、県から代理交付します。

　現時点（公告時点）における仕入額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙２のとおりです。

　入札に際し、注意願います。

(5) 詳細は、上記問い合わせ先（各担当事務所）または栃木県森林整備課（028-623-3298）にお願いします。

(6) 入札結果は、栃木県のホームページで公表します。

別紙1

年 月 日

買受人　　様

栃木県環境森林部森林整備課長　○○　○○

売買代金内訳書

売買契約締結日		年　月　日
物件の種類・数量		立木(スギ・ヒノキ)　　○○ ㎥
物件の所在地		○○県営林
落札額		¥0　　(うち消費税　　円)
	契約保証金 (立木売買代金に充当)	¥0
	立木売買代金 (契約保証金を充当)	¥0
納付番号		

1	栃木県環境森林部 森林整備課	登録番号(T6800020005347)
	持分○%	10%対象　　¥0（うち消費税　　円）
2	土地所有者	登録番号又は適格請求書発行事業者ではありません
	持分○%	10%対象　　¥0（うち消費税　　円）
		合計　　¥0

別紙２

県営林産物公売のお知らせ（令和８年12月入札分）

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、契約締結後に交付することとします。
なお、仕入額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。
入札に際し、注意願います。

※１　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10％で計算した額）とは一致しない場合があります。

※２　当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

１号物件	６０％
２号物件	６０％
３号物件	１００％
４号物件	１００％

※３　上記２の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。